

宅建ハトさん保証 保証委託契約に関する重要事項説明書

本書は「宅建ハトさん保証」をご契約いただく上で、大変重要な内容となりますので、十分にご理解いただきますようお願い致します。

●保証委託契約について

ご契約者様が賃貸借契約（駐車場においては、使用契約書、利用契約書など）に基づきお支払いすべき金員（以下、賃料その他といいます）について、保証会社である、株式会社宅建ブレインズ（以下、「当社」と言います。）がご契約者様と連帯して保証致します。

●保証委託料について

契約時の保証委託料として、保証委託契約書表面記載の初回保証委託料をいただきます。

初回のみプラン（居住用の一部、駐車場）以外は、保証開始の2年後より毎年1年毎に10,000円の年間保証委託料をお支払いいただきます。更新の約1ヶ月前にコンビニ払い込み用紙をご郵送いたしますので、コンビニエンスストアでお支払いください。年間保証委託料は、契約期間中に滞納歴が無い場合は5,000円、滞納歴が3回以上ある場合は20,000円となります。

ご契約後、初回保証委託料および年間保証委託料につきましては中途解約によるご返金はございません。

●保証の範囲について

ご契約者様の債務となる賃料その他および変動費、賃貸借契約が解除された場合に生じる明渡しまでの賃料相当損害金、訴訟その他法的手続き費用などについて、ご契約者様が万一お支払いできない場合、当社が保証し、ご契約者様に代わり賃貸人である物件オーナー様にお支払いいたします。ただし、上記の債務については当社が一時的にお立替払いを行います。最終的にはご契約者様の債務としてお支払いいただくこととなります。

お支払いする内容は居住用、駐車場によって異なりますのでご注意ください。

●保証の期間について

保証委託契約書表面記載の保証契約日と賃貸借契約書（駐車場においては使用契約書、利用契約書など）の契約期間の始期とのいずれか遅い方の日から賃貸物件の明渡しまでとなります。

●督促および建物への立ち入りについて

当社の請求に対しお支払いいただけない場合で、かつお届けいただいた全てのご連絡先にご連絡申し上げても全くご連絡が取れない場合、安否確認のために必要、緊急、止むを得ないときは、ご契約者様の緊急連絡先（連帯保証人、親族）または警察官などのいずれかと同行して物件内へ立ち入ることがございます。

●残置物の保管・処分について

明渡しに際し、物件内に残っている家財等のお荷物については、当社にて保管致しますが、ご連絡がない場合には一定の保管期間終了後、処分させていただきます。

●以下の場合すみやかにご連絡ください

- ・契約終了のお申し出
- ・転職やご退職により、お申し込み時の内容に変更が生じた場合
- ・電話番号（ご自宅・携帯）の変更
- ・出張、ご旅行など2週間以上の長期不在時

●お願い

- ・不動産会社様、オーナー様が毎月の家賃等のご入金を確認できない場合は、当社に対して「滞納連絡」と「代位弁済の請求」が届きます。その後、当社よりご契約者様に家賃等のお支払いのご通知が届きますのですみやかに当社にお支払いください。
- ・万が一滞納が続いたり、契約違反またはトラブルがあると、オーナー様から契約の更新を拒否されたり契約の解除などの方向に進む可能性がございますのでご注意ください。
- ・ご入居期間中に何か問題が生じましたら、お早めにご連絡ください。ご契約者様の立場にたっでご相談承ります。

お問い合わせ窓口

株式会社宅建ブレインズ
ハトさん保証事業部

TEL 0120-56-8103（平日9:00~18:00）
東京都千代田区飯田橋3-7-12 K・Pビル4階